

第6章 届出制度

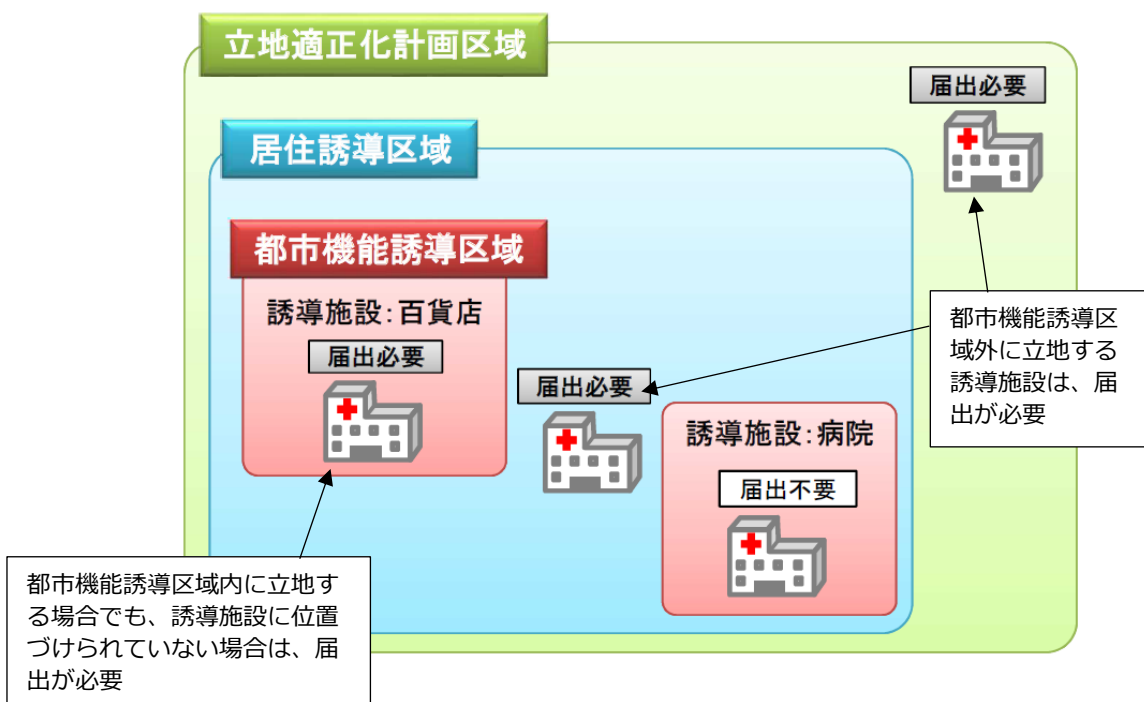
1. 都市機能誘導区域外で行う行為

都市機能誘導区域以外の区域で、誘導施設を対象に以下の行為を行う場合には、都市再生特別措置法（第108条）に基づき、着手する30日前までに、市長への届出が必要となります。

市長は、届出内容どおりの開発行為等が行われた場合、都市機能誘導区域へ誘導施設の立地を誘導する上で、何らかの支障が生じると認めるときは、当該届出に対して、誘導施設の立地を適正にするための勧告をすることができます。

図表 38 届出の対象となる行為

届出対象	概要
開発行為	誘導施設の建築目的の開発を行おうとする場合
開発行為以外	①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ②建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ③建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合



図表 39 誘導施設の届出のイメージ

出典：国土交通省「改正都市再生特別措置法等について（平成27年6月1日時点版）」

2. 都市居住区域外で行う行為

住宅の立地を緩やかに誘導するため、都市居住区域外における住宅の建築等について、都市再生特別措置法第 88 条に基づく届出が必要となります。

都市居住区域以外の区域で、以下の行為を行おうとする場合には、これらの行為に着手する 30 日前までに、市長への届出が必要となります。

市長は、届出内容どおりの開発行為等が行われた場合、都市居住区域へ居住を誘導する上で、何らかの支障が生じると認めるときは、当該届出に対して、住宅等の立地を適正にするための勧告をすることができます。

図表 40 届出の対象となる行為

届出対象	概要
開発行為	① 3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ② 1 戸又は 2 戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1,000 m ² 以上のもの ③ 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為（例えば、寄宿舍や有料老人ホーム等）
開発行為以外	① 3 戸以上の住宅を新築しようとする場合 ② 人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合（例えば、寄宿舍や有料老人ホーム等） ③ 建築物を改築又は建築物の用途を変更して住宅等（①、②）とする場合

①の例示
3 戸の開発行為

②の例示
1,300m²
1 戸の開発行為

800m²
2 戸の開発行為

図表 41 開発行為の例

①の例示
3 戸の建築行為

1 戸の建築行為

図表 42 開発行為以外の例

出典：国土交通省「改正都市再生特別措置法等について（平成27年 6 月 1 日時点版）」

3. 誘導施設の休廃止

都市機能誘導区域内において、当該都市機能誘導区域に係る誘導施設を休止又は廃止しようとする場合には、休止又は廃止する 30 日前までに、市長への届出が必要となります。

市長は、届出があった場合、新たな誘導施設の立地又は立地の誘導を図るため、当該休止し、又は廃止しようとする誘導施設を有する建築物を有効に活用する必要があると認めるときは、当該建築物の存置その他の必要な助言又は勧告をすることができます。

第7章 地域拠点（北上市独自設定）

1. 基本的な考え方

地域拠点は、地域コミュニティの活性化や生活利便性の確保を図りながら、地域活力を創出する拠点であり、「あじさい都市」きたかみの根幹を構成するものです。人口減少や少子高齢化が進行しても、田園や里山に点在する既存集落の地域コミュニティを維持し、住み続けることができる持続可能な地域づくりを支えるために、いわゆる「田園型居住」を目指しています。

しかし、立地適正化計画においては、田園や里山に点在し、人口密度が低く、用途地域が指定されていない地区もあることから、都市再生特別措置法に基づく区域設定は行わず、北上市独自の「地域拠点」を設定します。

地域拠点に必要な施設は、都市計画マスタープラン全体構想の位置づけを踏まえ、市民の日常生活に必要な施設とします。また都市計画マスタープラン地域別構想を踏まえ、地域との協働により形成を進めていきます。

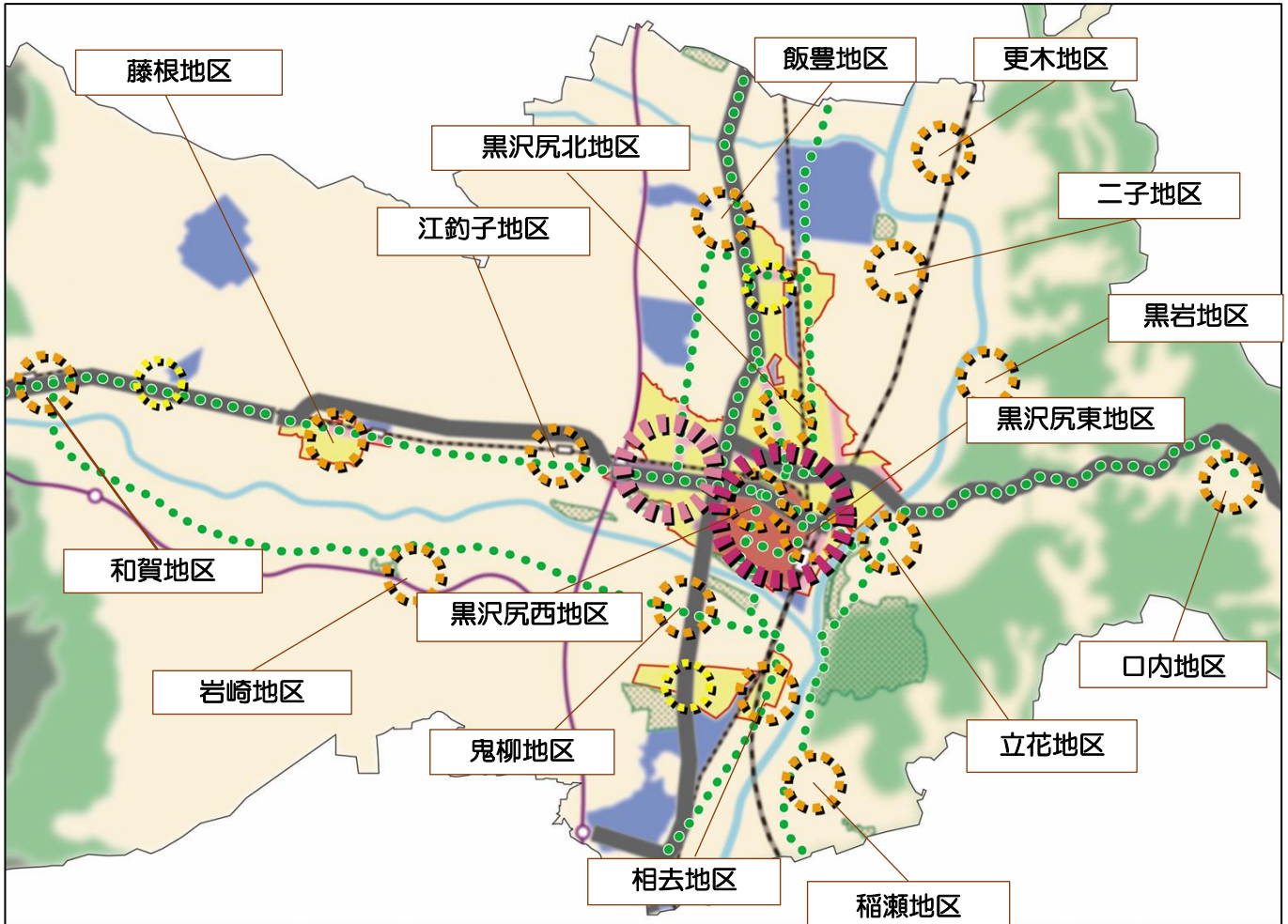
図表 43 地域拠点に必要なと思われる施設

機能	地域拠点に必要なと思われる施設	定義
行政機能	交番・駐在所	警察法第53条
	消防屯所	北上市消防団が使用する消防機材の補完等のための施設
商業機能	店舗（食料品・日用品の販売）	食料品・日用品を販売する店舗
医療機能	診療所	医療法第1条の5第2項
金融機能	銀行・信用金庫（500㎡未満）	銀行法第2条に定める銀行業を営む事業所 信用金庫法第1条に定める金庫行を営む営業所
	A T M	小売店、公共施設、コンビニエンスストア等に設置されている現金自動預け払い機
	郵便局（1,000㎡未満）	日本郵便株式会社法第6条
	J A支店	農業協同組合法に基づく法人
教育・文化機能	交流センター	北上市交流センター設置条例で定められた施設
介護福祉機能	介護予防通所介護施設	老人福祉法第5条の2第3項
	介護予防通所リハビリ施設	介護保険法第8条の2第6項
	介護予防認知症対応型通所介護施設	介護保険法第8条の2第13項
	小規模多機能型居宅介護事業所	介護保険法第8条第19項
	地域包括支援センター	介護保険法第115条の46台1項、第2項
子育て支援機能	保育園・認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第2条第6項 児童福祉法第39条第1項
	幼稚園	学校教育法第22条

2. 地域拠点の位置と形成方針

(1) 地域拠点の位置

北上市都市計画マスタープラン地域別構想を踏まえ、地域拠点の位置は、以下の通りです。



図表 44 拠点の位置

(2) 拠点形成の方針

北上市都市計画マスタープラン地域別構想を踏まえた拠点形成の方針は、以下の通りです。

黒沢尻北地区

- ・拠点形成を促進するため、黒沢尻北地区交流センターや黒沢尻北小学校周辺への生活拠点機能やバス等の公共交通、教育・文化・交流機能の維持を図ります。

黒沢尻東地区

- ・拠点形成を促進するため、黒沢尻東地区交流センター周辺の生活拠点機能やバス等の公共交通、教育・文化・交流機能の充実を図ります。
- ・公園等の地域コミュニティ空間の確保や整備の充実を検討します。
- ・地域内の防犯危険箇所解消の取り組みを推進します。

黒沢尻西地区

○都市拠点

- ・北上市の顔となるにぎわいのある市街地形成を促進するため、主要な施設や機能の集積を図ります。
- ・公共施設や公営住宅の更新時には都市拠点内への建て替えによる集積を検討します。
- ・中心市街地の空洞化対策として、空き家の活用を推進します。

○地域拠点

- ・拠点形成を促進するため、黒沢尻西地区交流センターや北上市本庁舎周辺の生活拠点機能や公共交通、教育・文化・交流機能の維持に努めます。
- ・誰もが安心して暮らせる生活環境の整備を検討します。

立花地区

- ・拠点形成を促進するため、立花地区交流センター周辺を中心に生活拠点機能や公共交通、教育・文化・交流機能の維持を図ります。
- ・定住者確保のため、拠点を中心に空き家の活用を図ります。
- ・人口減少に対応した安全安心な住環境の整備を図ります。

飯豊地区

- ・拠点形成を促進するため、生活拠点機能や公共交通、教育・文化・交流機能の維持を図ります。
- ・住民が安全安心に暮らせる生活環境の整備を検討します。
- ・定住者確保のため、拠点を中心に空き家の活用を図ります。

二子地区

- ・定住者確保のため、拠点を中心に空き家の活用を図ります。
- ・拠点形成を促進するため、二子地区交流センター周辺を中心に生活拠点機能や公共交通、教育・文化・交流機能の維持を図ります。
- ・住民が安心して暮らせる生活環境の整備を検討します。

更木地区

- ・定住者確保のため、拠点を中心に空き家の活用を図ります。
- ・拠点形成を促進するため、更木地区交流センター周辺を中心に生活拠点機能や公共交通、教育・文化・交流機能の維持を図ります。

黒岩地区

- ・拠点形成を促進するため、令和5年に閉校となる黒岩小学校の跡地利用を図るとともに、小学校跡地周辺を中心に生活拠点機能や公共交通、教育・文化・交流機能の維持を図ります。
- ・定住者の確保のため、拠点を中心に空き家の活用を支援します。

口内地区

- ・拠点形成を促進するため、口内地区交流センター周辺を中心に生活拠点機能や公共交通、教育・文化・交流機能の維持を図ります。
- ・子どもから高齢者まで健康で生活できる環境づくりを推進します。
- ・定住者確保のため、拠点を中心に空き家の活用を図ります。

稲瀬地区

- ・拠点形成を促進するため、稲瀬地区交流センター周辺を中心に生活拠点機能や公共交通、教育・文化・交流機能の維持を図ります。
- ・定住者確保のため、拠点を中心に空き家の活用を図ります。

相去地区

- ・拠点形成を促進するため、相去地区交流センター周辺を中心に生活拠点機能や公共交通、教育・文化・交流機能の維持を図ります。
- ・地域住民が安心して暮らせるまちづくりの推進を検討します。

鬼柳地区

- ・拠点形成を促進するため、鬼柳小学校や鬼柳地区交流センター周辺を中心に生活拠点機能の公共交通、教育・文化・交流機能の維持を図ります。
- ・交流の場の創出に向けた支援を検討します。
- ・定住者確保のため、拠点を中心に空き家の活用を図ります。

江釣子地区

- ・江釣子地区交流センターを中心に培われた地域づくりを継承しながら、地域住民にとって利便性のよい拠点形成を促進するため、生活拠点機能や公共交通、教育・文化・交流機能の維持を図ります。
- ・地域住民のふれあいの場である公園や周辺環境整備等を推進します。

和賀地区

- ・拠点形成を促進するため、生活拠点機能や公共交通、教育・文化・交流機能の維持を図ります。
- ・地域住民が安心して暮らせるまちづくりの推進を検討します。
- ・定住者確保のため、拠点を中心に空き家の活用を図ります。

岩崎地区

- ・拠点形成を促進するため、岩崎地区交流センター周辺を中心に生活拠点機能やバス等の公共交通、教育・文化・交流機能の維持を図ります。
- ・定住者確保のため、拠点を中心に空き家の活用を図ります。

藤根地区

- ・拠点形成を促進するため、生活拠点機能や公共交通、教育・文化・交流機能の維持を図ります。
- ・住環境を守るため地区内への大規模店舗や映画館・劇場、風俗施設等の立地制限を検討します。
- ・世代間交流の場の創出に向けた支援を検討します。
- ・定住者確保のため、拠点を中心に空き家の活用を図ります。



図表 45 地域拠点のイメージ

3. 地域拠点の形成に向けた施策

生活に必要な機能の集積のほか、地域間の連携交流の促進や、地域づくりを支えることによる田園や里山に点在する既存集落の地域コミュニティを維持しながら住み続けることができる地域拠点の形成に向け、総合計画と連携して以下の施策を推進します。

(1) 拠点間交通の構築及び地域ターミナルの整備

都市拠点と地域拠点を結ぶ交通ネットワークの構築や地域ターミナルの設置等、利便性の向上及び利用促進に向けた整備を検討します。

(2) 小さな拠点事業

商店、診療所等の日常生活に必要な施設や機能を歩いて移動できる範囲に集約し、利便性やにぎわいのある拠点づくりを推進するため、小さな拠点事業の活用を検討します。

(3) 人口減少地域の定住促進

人口減少地域内の地域拠点及び準拠点における新築住宅取得及び空き家改修に対して補助金を交付することにより、定住化促進を図ります。

(4) 地域づくりの支援

市内16地区における地域計画を促進するため、財政的な支援及びアドバイザーの設置を実施して持続可能な組織運営と地域活動を促します。

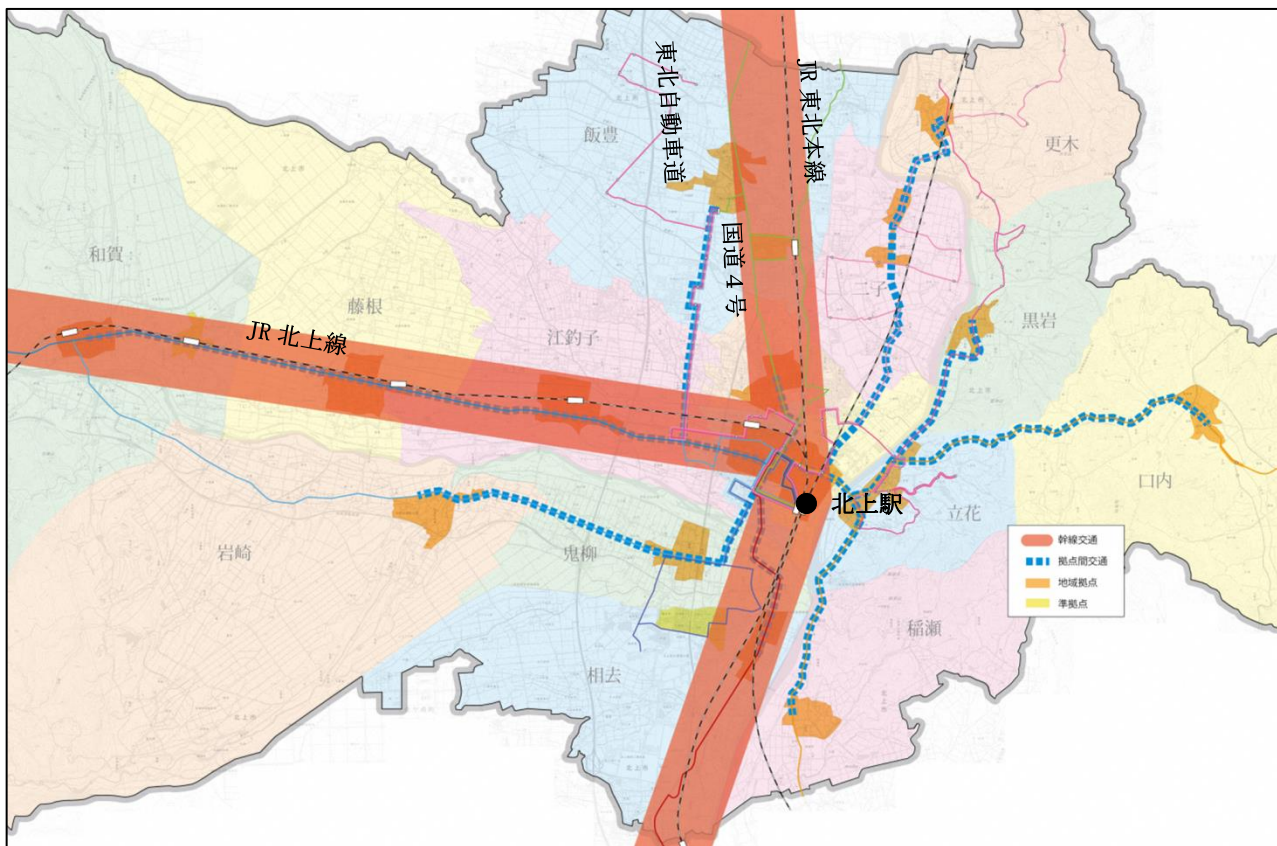
(5) グリーンツーリズムの促進

「豊かな自然」「美しい風景」「ゆとりある生活」等の資源を活かし、都市と農村の交流や理解を深めるとともに、農業の振興、交流人口の増加を図ります。

第8章 公共交通政策

「あじさい都市」きたかみの実現に向けて、公共交通に係る現状及び課題を把握し、都市拠点と地域拠点間を有機的に結ぶことにより、住み慣れた地域にこれからも安心して住み続けられるよう持続可能な公共交通ネットワークの再構築を図ります。

今後の公共交通に関する取り組みについては、「北上市地域公共交通計画」において位置づけ、公共交通の維持及び充実に向けた施策を推進します。



図表 46 北上市の交通ネットワーク

1. 幹線・拠点間交通ネットワークの維持

(1) 拠点間交通の維持

各地域拠点と都市拠点を結ぶ公共交通を市のインフラとして維持し、各地域拠点の暮らしを守るとともに、活力ある地域づくりを推進します。

(2) 幹線交通の維持

地域公共交通網の軸であると同時に、まちの骨格となる幹線交通を維持、向上させることで、地域公共交通網全体の機能を維持確保します。

(3) ターミナルの運営

交通結節点にそれぞれの地域の特性に応じた待合機能を持つターミナルを設置し、公共交通ネットワークの利便性を高めます。



図表 47 地域ターミナルのイメージ

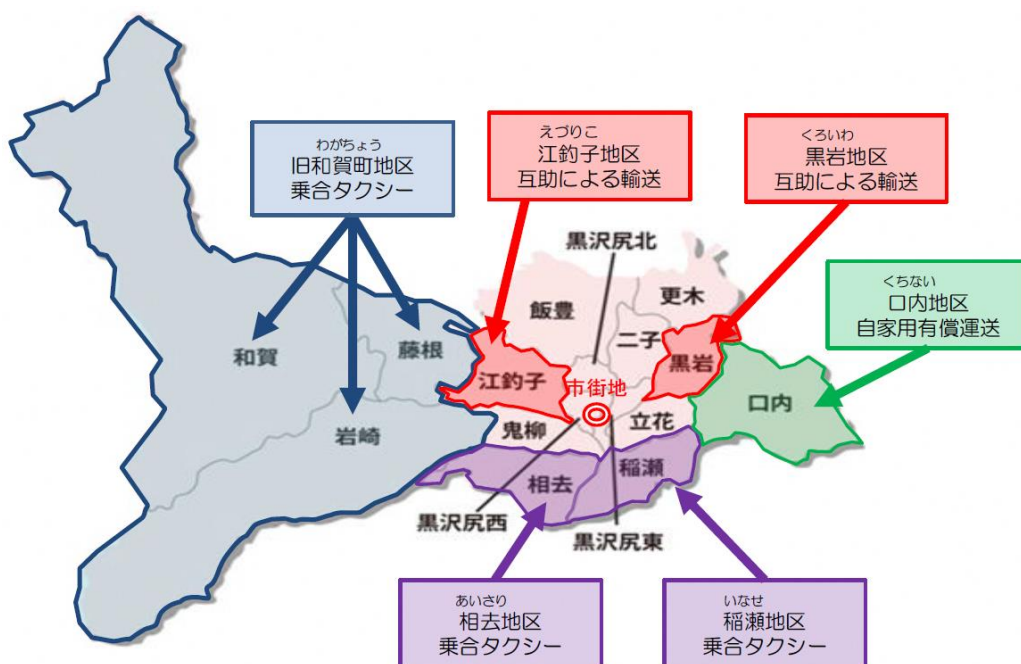
2. 協働型地域内交通の強化

(1) 地域内交通の充実

地域の実情に合わせ、地域内交通の運行支援や利用促進を行います。

(2) 地域交通の取組支援

地域内交通の維持や改善に関して、地域の主体的な取り組みを促進し、地域と市の協働を発展させていくために、役割分担や市のサポート体制を構築します。



図表 48 市内の地域内交通

3. 公共交通の価値を高める

(1) 公共交通 ICT 化の推進

ICT を活用し、利便性が高く安心して使える公共交通ネットワークの構築に取り組みます。

(2) まちの魅力となる新しい乗り物づくり

自然エネルギーを活用した乗り物の開発や誰もが利用しやすい車両の導入等次世代につながる新しいまちの魅力となる交通の導入に取り組みます。

(3) 公共交通利用促進の充実

公共交通の丁寧な情報提供や人を中心とした利用促進に取り組み、市民や来訪者含め、初めてでも利用しやすい公共交通環境を整えます。